

勸永町内会だより



スマートフォンのカメラでQRコードをスキャンできます

1. 定例会報告（5月4日）

1.1. 会長報告

- ① 第36回 東永谷中学校の入学式に来賓として参加しました。例年に比べ桜の開花時期が遅れたこともあり桜満開の入学式となりました。なお、本年度より土信田園子校長が並木中学校（金沢区並木）より赴任されましたので、ご挨拶させて頂きました。



- ② 近隣住宅のご指摘により、町内会館屋根の棟包みが破損していることが確認されました。修繕にあっては、定期メンテナンス実施事業者として実績のある株式会社ソナーズ（本社：港南区下永谷）に依頼を行いました。
- ③ 7月1日に「上永谷駅前地域ケアプラザ及び上永谷駅前コミュニティハウス」の開所が決定しました。詳細は「広報よこはま港南区版」でも広報される予定となっておりますが、当地域は「東永谷地域ケアプラザ」の担当区域では無くなりますので、ご留意をお願いいたします。
- ④ 連合町内会分担金について、従来「加入世帯数 × 170円 + 3,000円」でしたが、コロナ禍に支払い免除措置があったことに加えて、物価高騰が継続している情勢であることから、本年度より「加入世帯数 × 200円 + 3,000円」に変更となる通知がありました。本会としては連合会運営の観点から賛同するものの「単会の予算編成時期より前の情報提供」「地域活動が維持できる範囲でコスト削減の実行」を意見として伝えております。

1.2. 会計

- ① 町内会館屋根修理については、一般会計から下記のとおり支出しました。

4月11日	町内会館屋根修理 工事一式	41,250円
-------	---------------	---------

- ② 町内会費（年額 4,800 円）は従来どおり 6 月に集金を行います。なお、本年度より募金は会費支出ではなく、任意となっております。地域の福祉を支える手段の一つですので、ご協力いただくと幸いです。

日本赤十字社 <https://www.jrc.or.jp/chapter/kanagawa/contribute/>

神奈川県共同募金会 <https://www.akaihane-kanagawa.or.jp/>

1.3. 総務部

- ① 町内会館のトイレについて

日頃、トイレを綺麗にご利用いただきありがとうございます。

昨年度は、床が水で濡れたままだったケースが 1 回、トイレに汚損があったケースが 1 回確認されており、引き続き綺麗に使用していただけますようご協力お願いいたします。

- ② 会館清掃について

5 月より当番班で 2 か月ごと実施となります。町内会館の清掃参加者は、班により差が大きい状況です。その為、本年度はその都度班長さんと相談し、当番班だけで行うか次の班と合同にするか決めていく方式とします。

次回の会館清掃は、2 班・3 班の当番となりますので、よろしくお願いいたします。

1.4. 広報部

- ① 各班長さんは 6 月 1 日(土)18 時～18 時 30 分に町内会館に回覧と広報誌を取りに来てください。都合つかない場合は、理事と相談いただき、必ず何方か取りに来られるようにして下さい。

- ② 町内会加入世帯について

入会者	2 班	1
退会者	14 班	3
	16 班	1
会員数		257

1.5. 保健体育部

- ① ボランティア清掃について

5 月 11 日	公園ボランティア清掃を予定(8:00～8:30)
6 月 1 日	公園ボランティア清掃を予定(8:00～8:30)

1.6. 防交火部

- ① 東永谷中学校地域防災拠点運営委員会（勸永町内会委員長）より

<総会での指摘・ご質問について>

東中だけでは被災者の収容力が足りないため、南高校にも開放を呼びかける必要があるのではないかというご意見があり、区役所の危機管理・地域防災担当に問い合わせました。

<回答>

- 収容力が足りない点は行政も認識しており、各高校などとも話し合いを進めている。
- 現在、横浜市では全ての小・中学校を防災拠点として指定している。定期総会では相武山小学校への避難可能性について言及もあったが、他地域の防災拠点となっているため、受入は難しいと想定される。

② 防災訓練について

例年6月に行われている防災訓練ですが、今年度は7月に行く予定です。
詳細につきましては、決まり次第ご連絡します。

③ 町の防災組織活動補助金について

本年度は、地区防災拠点との交信用にデジタル簡易無線（登録局）、通信機器等の充電用に USB Type-C ケーブル、防災訓練飲料費等に充当する予定です。

1.7. 子供会

① 次回イベント

5月25日	新入生歓迎会を予定
-------	-----------

2. 決議事項

2.1. 相武山地域フェスティバルへの参加について（可決）

総数	賛成	反対
14	14	0

3. 次回理事会

6月1日（土）18時30分～

上永谷駅前地域ケアプラザ及び上永谷駅前コミュニティハウスについて（報告）

表題の件にかかる現在の調整状況及び、今後のスケジュール等についてご報告します。

1 開所式について

令和6年6月22日（土）15時より、開所式の開催を予定しています。開所式とあわせて行う内覧の際は、同建物内に整備される南部児童相談所もご覧いただけます。詳細については別途ご案内いたします。

2 利用料金等の基本的な考え方について

地域ケアプラザ及びコミュニティハウスの利用料等についてお知らせします。

（1）利用料金について（裏面、「平面図」参照）

地域ケアプラザ専有室	共有室	コミュニティハウス専有室
・地域ケアルーム ・調理室	・多目的室1 ・多目的室2	地域ニーズ機能室
原則無料 福祉保健目的以外での利用 の場合、1時間あたり140円	無料	無料

（2）多目的室について

卓球等の軽い運動ができる床の仕様となっており、卓球台についても購入予定です。

3 ボランティア懇談会について

ケアプラザの調理室について令和5年12月18日（月）にボランティア懇談会を開催しました。調理室の備品、消耗品等の調達について意見を伺い、購入物品リストを確定しました。

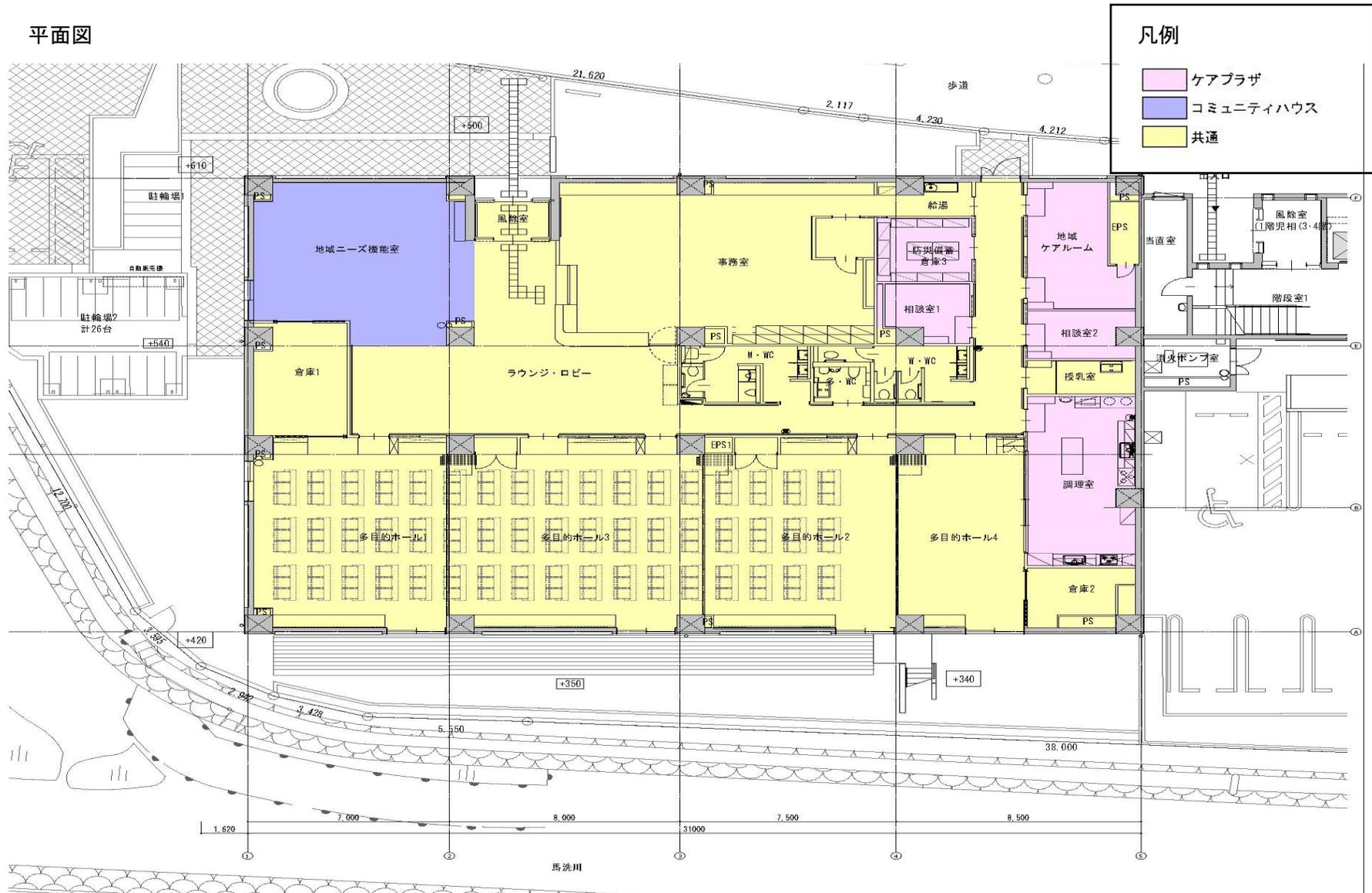
4 運営協議会委員について

上永谷駅前地域ケアプラザ開所に伴い、既存の地域ケアプラザ運営協議会委員の構成が変更となる場合があります。対象となる方には各地域ケアプラザよりご連絡いたします。

5 今後のスケジュール

- 令和6年3月23日 永野連合定例会
- 4月9日 地区社協分科会
- 4月15日 区民生委員・児童委員協議会
- 5月末 しゅん工
- 6月22日 開所式
- 7月1日 地域ケアプラザ・コミュニティハウス開所

平面図



凡例

- ケアプラザ
- コミュニティハウス
- 共通

旧土木事務所跡地「港南区複合施設」について(報告)

旧港南土木事務所跡地に建設中の「港南区複合施設」については、地域ケアプラザ、コミュニティハウス及び南部児童相談所の3つの機能を有する複合施設となります。

令和6年5月末に工事が完了し、それぞれ「上永谷駅前地域ケアプラザ」「上永谷駅前コミュニティハウス」「南部児童相談所」として7月から業務を開始する予定ですので施設概要等についてお知らせします。

【上永谷駅前地域ケアプラザ及び上永谷駅前コミュニティハウス】

1 開所予定日

令和6年7月1日(月)

2 指定管理者

社会福祉法人 同塵会(法人所在地:港南区下永谷四丁目21番10号)

※地域ケアプラザとコミュニティハウスは両施設が融合した施設となり、同一法人が一体的に管理します。

3 開館時間等

ア 月曜日から土曜日 午前9時から午後9時まで

日曜日・祝日等 午前9時から午後5時まで

イ 休館日

年末年始(12/29~1/3)、施設点検日(毎月1回)

ウ 地域包括支援センターの相談時間

(ア) 月曜日から土曜日 午前9時から午後6時まで

(イ) 日曜日及び祝休日 午前9時から午後5時まで

4 地域包括支援センター利用圏域について

上永谷駅前地域ケアプラザ開所に伴い、既存の地域ケアプラザの包括支援センター利用圏域が変更となります。詳細は【別紙1】のとおりです。

<参考>地域ケアプラザの機能

①福祉・保健活動に関する行事の開催や場所の提供

体操教室や食事会、健康講座など生活に役立つさまざまな種類の行事・催しを行っています。また、地域の皆さんの福祉・保健の活動や交流の場として、多目的室や調理室などの貸出を行っています。(圏域の決まり無く、どなたでも利用可)

②福祉・保健に関する相談や支援(地域包括支援センター)

介護保険法の規定に基づいた機能であり、福祉・保健の専門員が無料で相談を受け付けています。(人口規模等に応じて施設ごとに利用圏域を設定)

【南部児童相談所の移転】

1 趣旨

施設の老朽化や児童虐待対応件数が増加する中での狭あい化に対応し、児童への専門的支援の充実や一時保護児童の生活環境の向上を図るため、現在の磯子区から移転・再整備を行います。

2 児童相談所の概要

児童相談所は、児童福祉法に基づいて設置された児童福祉行政の第一線機関であり、18歳未満の子どもに関する様々な相談に応じています。

各区の福祉保健センター（各区役所）においても子どもに関する相談を受け付けていますが、特に児童相談所では、児童の一時保護や児童福祉施設等への入所が必要である場合など、より専門的な判断や法令上の対応などが求められる相談に応じています。

横浜市では、4か所の児童相談所で相談を受けています。

*南部児童相談所の管轄区域：港南区・磯子区・金沢区・戸塚区・栄区
(今回の移転による管轄区域の変更はありません。)

【建物概要】

1 所在地

港南区丸山台1丁目9番10号

2 鉄筋コンクリート造 地上4階建

フロア構成：

<1階南側>ケアプラザ・コミュニティハウス

<1階北側、2～4階>南部児童相談所

※地域ケアプラザ及びコミュニティハウスと南部児童相談所は別々の出入り口となります。(建物内での行き来も不可)



問合せ (地域ケアプラザについて)	福祉保健課事業企画担当	電話	847-8441
(コミュニティハウスについて)	地域振興課区民活動支援係	電話	847-8394
(南部児童相談所移転について)	こども青少年局こどもの権利擁護課	電話	671-2394

<港南区内地域包括支援センター 担当圏域 新旧一覧>

地域包括支援センター	担当圏域	
	旧 (～令和6年6月30日)	新 (令和6年7月1日～)
横浜市港南台地域ケアプラザ	港南台1～9丁目	同左
横浜市東永谷地域ケアプラザ	東永谷1～3丁目、大久保1～3丁目、 <u>上永谷1～3丁目</u> 、最戸1～2丁目	東永谷1～3丁目、大久保1～3丁目、最戸1～2丁目
横浜市下永谷地域ケアプラザ	下永谷1～6丁目、 <u>上永谷4～6丁目</u>	下永谷1～6丁目
横浜市野庭地域ケアプラザ	<u>野庭町</u> 、上永谷町	<u>野庭町(25番から336番、394番から481番、596番から599番、680番から697番、713番、714番を除く)</u> 、上永谷町
横浜市日下地域ケアプラザ	笹下2～7丁目、日野中央1・3丁目	同左
横浜市港南中央地域ケアプラザ	上大岡西1～3丁目、港南1～6丁目、港南中央通、 笹下1丁目、日野1～6丁目、上大岡東1～3丁目	同左
横浜市日野南地域ケアプラザ	日野南1～7丁目、日野7～9丁目、日野中央2丁目	同左
横浜市芹が谷地域ケアプラザ	芹が谷1～5丁目、東芹が谷	同左
横浜市日限山地域ケアプラザ	日限山1～4丁目、 <u>丸山台1～4丁目</u>	日限山1～4丁目、 <u>丸山台4丁目</u>
横浜市上永谷駅前地域ケアプラザ	なし	<u>上永谷1～6丁目</u> 、 <u>丸山台1～3丁目</u> 、 <u>野庭町の一部(25番から336番、394番から481番、596番から599番、680番から697番、713番、714番)</u>

旧:令和6年6月30日まで



★ 地域ケアプラザ

新:令和6年7月1日から



★ 地域ケアプラザ